

府中市情報公開・個人情報保護審議会会議録
(平成22年度第1回)

- 1 日 時 平成22年 4月27日(火)
午前10時から午前11時25分まで
- 2 場 所 府中駅北第2庁舎 第1会議室
- 3 出席者
 - (1) 委 員 鹿島秀樹(会長)、和中信男(職務代理者)、
北谷博和、橘和尚道、近藤澄子、志水清隆、
高橋美智子、中島 武
 - (2) 市職員 市民生活部市民活動支援課長 森井義明
市民生活部市民活動支援課長補佐 赤岩 直
市民生活部市民活動支援課地域コミュニティ係長 北村 均
市民生活部市民活動支援課地域コミュニティ係 大塚 龍
市民生活部保険年金課長補佐 石橋純一
 - (3) 事務局 政策総務部広報課長 村野良男
同課長補佐 加藤康生
同広聴担当主査 平澤佐一郎
同広聴担当主任 津留一敏
- 4 議 題
 - (1) 個人情報の収集等に係る諮問について(審議事項)
 - (2) 個人情報を取り扱う事務の変更について(報告事項)
- 5 議事要旨 別紙のとおり

平成22年度第1回 府中市情報公開・個人情報保護審議会議事要旨

(事務局) ただいまから、平成22年度第1回府中市情報公開・個人情報保護審議会を開会させていただきます。

(広報課長) 本日の審議事項は、防犯カメラの設置に伴う個人情報の収集に係る諮問です。このほか、個人情報を取扱う事務に関する報告が1件あります。
どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局) それでは、本審議会の会長からご挨拶をいただきたいと思ひます。会長よろしくお願ひいたします。

(会長) 今回のテーマは、防犯カメラの設置に係る問題です。平成18年度に、市立中学校と市庁舎への防犯カメラ設置というテーマで、二度にわたり審議をした経過があります。このテーマは、論点自体は非常にシンプルですが、個人、特に市民の肖像権に係る憲法上の問題とも関係する、微妙な問題を含むテーマですので、忌憚のない議論を通じて、然るべく妥当な意見を、市側に返していきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(事務局) 本日、大森委員より欠席のご連絡をいただいております。岩田委員、中嶋委員は遅れていらっしゃるようです。

(事務局担当職員、議題関係課職員紹介…省略)

本日7名の委員さんのご出席により、府中市情報公開・個人情報保護審議会規則第4条第2項に定める、

会議が成立する出席委員人数を満たします。それでは、会長に議事の進行をお願いいたします。

(会長) 皆様よろしく申し上げます。

では、会議次第の「2 議題」の「(1) 個人情報の収集等に係る諮問について」事務局から説明をお願いします。

(事務局) 承知いたしました。説明に先立ち、資料確認をさせていただきます。(資料確認説明…省略)

続きまして、議題について説明いたします。今回の審議事項は、「府中市立文化センターにおける防犯カメラの設置および管理運用の実施に伴う個人情報等の収集について」です。

このたびの諮問については、「府中市個人情報の保護に関する条例」第7条に基づくものです。同条は、個人情報の本人収集の原則が第1項で示され、本人以外から収集できる例外を、同条第2項第1号から第9号まで列記しています。この例外規定の第9号は、それまでの8つの例示に該当するもの以外で、公益上の必要性について本審議会にお認めいただいたものについて、本人以外から収集ができる、とするものです。

本日の議題の「府中市立文化センターにおける防犯カメラの設置及び管理運用」事業の実施に伴う個人情報等の収集、については、第7条第2項第1号から第8号に定める事由のいずれにも該当しないため、第9号の規定に従い、本審議会に諮問をいたしました。それでは、ここで、諮問書を読み上げます。

(諮問書の読上げ…省略)

それでは、当該事業を所管する市民生活部市民活動支援課より、現況の報告、事業実施の必要性、個人情報収集の理由をご説明いたします。

(市民活動支援課) 今回諮問の事業について説明をいたします。

市内に11箇所ある文化センターの窓口では、住民票の写しなどの証明交付手数料収入をはじめとして、各種の市収納事務を取扱っています。また、東西出張所(白糸台文化センター・西府文化センター内)では、転入・転出などの住民基本台帳上の手続きや、保険証の交付等を行っています。こうした、市収納事務及び個人情報の処理を伴う手続きなどを、犯罪行為に脅かされることなく適正に行うため、文化センター窓口部分に防犯カメラを設置し、犯罪行為を未然に防ぐことを本事業の目的といたします。

次に、文化センターの防犯対策の現状ですが、文化センターには、窓口業務の取扱いのほか、公民館、高齢者福祉館、児童館などの施設があり、様々な年代や目的の方々がご来館されます。

現在、児童館施設部分においては、児童相手に犯罪行為が行われた、もしくは行われる危険性があった場合に、警察に緊急事態を知らせる仕組みのほか、学校110番を活用しています。また、夜間等閉館時には、警備会社委託による機械センサー警備を導入しておりますが、それ以外は、一般に広く開放している施設の性質上、このたびの収納金や個人情報を取扱う窓口部分も含めて、防犯対策は行っていないのが現状です。

続きまして、今回の事業実施要綱案のポイントについて、説明いたします。

お手元の資料番号1番、「府中市立文化センター防犯カメラ設置及び管理運営に関する要綱」案ですが、市庁舎に防犯カメラを設置した際の要綱を基本としながら、若干の変更、修正を加えております。

第4条の管理責任者については、本来は課長ですが、文化センターでは所長がすべての現場管理を行う立場にあるので、所長に変更いたしました。また、第8条の防犯カメラ作動時間については、市庁舎の要綱と異なり、文化センター開館時間とするという形に変更いたしました。第10条の映像等の保存期間については、変更せずに同様の7日間とさせていただきます。

(会長) 担当課からの説明が終わりました。まずは制度全体に関わる基本的な事項でご質問等があれば、お願いいたします。

(委員) 今まで、防犯対策が必要となるような事例はありましたか。

(市民活動支援課) 昨年度の例ですが、本人になりすまして諸証明をとろうとする事件が1件ございました。このほか、コミュニティー施設部分ではない、窓口において、お金の支払いでお越しになった高齢者のお客様が置引きに遭うという事件がございました。文化センターは、現金をお支払いに来られる方や高齢の方々が非常に多くお越しになる施設でございます。

- (会 長) 他にご質問ございませんか。
- (委 員) センターの規模によって多少違うのかもしれませんが、何箇所位、どういう所に設置する予定ですか。
- (市民活動支援課) 各センターに1箇所です。場所は、あくまでレジスターのあるカウンター部分、つまり総合窓口課業務を補完する窓口の部分についての定点撮影を考えています。従って、会議室や、いわゆる児童館、高齢者福祉館、公民館部分への防犯カメラ設置は予定しておりません。
- (委 員) 要綱案には文化センター敷地という記載がありますが、設置する予定はありますか。
- (市民活動支援課) 今のところ、設置は考えておりません。
- (会 長) ではここで、カメラを作動させる時間帯について、若干私から補足します。平成18年度に審議された学校関係の先例ですと、市立小学校は警備員が配置されている。だから防犯カメラは設置しない。でも中学校には警備員が配置されていないから、中学校のほうに防犯カメラを置きましょう、そういうコンテクストで議論がされました。また、同じ平成18年度に引き続いて市庁舎への設置を審議したときは、昼間はカメラを回さないで、夜間、閉庁後にカメラを回す、という考え方でした。しかし、今回のケースは、まさに、昼間の開館時間中にカメラを回すというものです。この違いをどう捉えるかについて、市庁舎の場合、公務を行っている昼間の時間帯は不

特定多数の市民の方が大勢いらっしゃるわけですが、その時間帯は基本的に回さず、夜間に回すという形でした。ところが今回は、まさに、文化センターとして開館している時間帯はずっとカメラが回っている形になるわけで、そういう意味では、来館される市民の肖像権が、ある意味不断に侵害され続けるわけで、市庁舎に比べると、やや憲法上の問題性が強いという部分があります。

(委員) カウンターのところだけカメラが撮っているということは、その部分は防犯になりますが、カウンター内側など死角になる部分での犯罪については、仕様がなという判断ですか。

(市民活動支援課) 先ほどの置引きの話でも、カウンター以外のロビーや会議室前のソファに置いたものが置引きされる事件もないことはないのですが、今回の設置につきましては、出入りの人をチェックするという事ではなく、金銭管理を第一の目的と考えています。

(委員) 市庁舎の防犯カメラ設置のときは、昼間はカメラを回さず、夜間警備員がいるときに回すということでしたが、ちょっと矛盾していると思います。

(会長) 市庁舎の場合は警備員の補充みたいな位置付けですね。

(委員) 文化センターの図書館に行く時などは、レジスターの前は通りません。関係なく入っていけるので、防犯面を考えると、センターの入口にもう1つ付ける

のは難しいのですか。予算の関係で1つしか付けないのですか。

(市民活動支援課) 管理する側として考えると、防犯ということで、複数つけていきたいという議論もありますが、今回は1箇所です。確かに予算の都合もありますが、他市の例も調べると、コミュニティー施設に防犯カメラを設置している例というのがまだ見受けられませんでした。将来的には、その議論はどこかでしなければいけないとは思いますが、又その時は、こちらの審議会にご相談、諮問をさせていただきます。

(会 長) カメラを設置しているということについての告知は、表示するのですね。

(市民活動支援課) 分かりやすい位置につけていきたいと思います。

(会 長) 知らないうちに公権力によって撮影されているのではなく、カメラがあるということを周知してもらってから撮影することについては、プラスとマイナスの両面がありますが、一般的にはカメラがあることで犯罪が未然に防がれる効果のほうが大きいという考え方ですね。コンビニであれ、銀行であれ、カメラが回っていることはよく知られていて、だからこそ犯罪が起きにくくなる。

また、保存期間に関して、要綱上の捉え方としては、基本は1週間だが、ただ警察からもう少し保存しておいてほしいと言われたような場合は延長する、ということになっています。

(委員) 個人情報の個人に関する権利という側面と、犯罪を防ぐという側面とで、今回は、前の二回に比べて、犯罪を防ぐほうに一步深く入り込んでいる印象です。これに伴い、中学校や市庁舎のカメラの作動時間も、今後変更になる可能性があるのではないのでしょうか。

(市民活動支援課) 文化センターの現状について若干補足させていただきます。文化センター職員が一番少ないセンターで3人です。日中8時半から夕方5時までが3人、5時から夜9時までには委託をして2人で管理をしています。実際には、3人体制とはいいいながらも、接客や案内、事業の関係で席をはずす時間帯も多く、カウンターに常に3人いる状態ではありません。よって、防犯カメラで金銭管理を補完する意味があると考えています。

(会長) この制度の基本は、防犯という観点ですが、それでも犯罪が行われた場合に、撮られているビデオを犯罪捜査に使うかという局面の問題が派生的に出てきます。刑事訴訟のレベルでは、その局面では、かなり厳しい判断が出されています。一般市民の感覚では、防犯だからいいのではないかと、積極的に考える傾向が強いのですが、法律家の観点からすると、一般市民の開かれたスペースにいる人間の肖像権が次々に侵害されていくという状況はあまり好ましくないわけで、それが後に犯罪の現実の刑事司法活動に使われ、犯罪の有力な証拠として用いられるということになると、これはこれで一つの別の問題となってきます。肖像権の侵害についての疑問点を簡単に説明すると、警察が防犯カメラを設置する場合、

無作為に場所を選び、始終モニタリングしておいて、そこで撮影された画像を後に証拠として使って有罪判決ができるかということに関しては、わりと厳しい立場がとられています。東京高裁の昭和63年の4月1日の判決には、当該現場において犯罪が発生する相当高度の蓋然性が認められる場合であり、あらかじめ証拠保全の手段方法をとっておく必要性・緊急性があり、かつその撮影録画が社会通念に照らして相当と認められる方法でもって行われる時には、現に犯罪が行われる時点以前からの犯罪発生が予測される場所を継続的自動的に撮影録画することも許容されると解すべきであり、本件ビデオカセットテープの撮影録画された際に、具体的事実関係がかかる諸要件を具備していると解されるので、ビデオテープの証拠能力は肯認する、というものがあります。つまり、その現場が相当高度の蓋然性をもって犯罪の現場になり得るような場所だという前提が必要なわけです。これはあくまで警察が防犯カメラを設置する場合の基準であって、市や銀行、コンビニなどの場合はまた基準が違いますが、いずれにせよ警察が防犯カメラの映像を後で証拠として用いるには、かなり厳しいハードルを越えなければならない。

一方、市の文化センターに設置する場面では、これほど厳しい要件である必要はないとは思いますが、防犯だったら非常に意味があるからたくさんつけておきましょうという議論に、一気に流れていけるかということ、それほど単純な問題ではないと言えそうです。

それからもう一つ大事なことがあります。以前18年度の議論の時にも出て、当時は市の担当者の方も

あまり問題意識がなかったのですが、カメラの映像がビデオテープとして1週間であれ保存されているという状況で、例えば何かしらの犯罪が起きたとか、あるいは市のセンターとは全く関係なく起こったある犯罪事件の被疑者になった人のアリバイの有無を確認するために、警察からビデオテープを任意提出してほしいということが市側に申し入れられる可能性は十分あります。その時に市側が、裁判所の差押許可状もないのに、任意提出という形でそのビデオテープを出していいのか、という派生的な問題も出てきます。

ですから、手続き全体を通覧してみると、犯罪予防ということに関しては、否定すべき目的ではないわけですが、最終的には現実に犯罪の捜査に使われて、それが刑事の裁判の証拠になってくる場面があり得るんだというところまで視野に入れて、制度のあり方を考えるべきであって、その時には、この肖像権の侵害とのバランスの問題に関して、裁判所はわりと厳しい立場をとっているということは、頭の片隅には置いておいてください。

(委員) 今の社会の認識として、市の施設において防犯のための設備を何ら設置していない状況で何か事件が起きた時に、なぜ市としてそのぐらいの危機管理をしてなかったのかという意見が出てこないとも限らないと思います。もちろんたくさん付けていいということではないですけど、文化センターに最低1箇所であれ設置してしかるべきと思います。

(委員) 文化センターにはお金が置いてあるから、付けると

ということですか。

(会 長) お金が置いてあるところは、強盗事件とかの犯罪の現場になりやすいという考え方ですね。

(委 員) 夜間は、お金は残してあるんですか。

(市民活動支援課) 夜間は、金庫に保管しています。番号は、所長と主任のみが管理する態勢です。

(委 員) 金庫もあるというのに、閉館したらカメラを回さないということは、閉館後は犯罪は起きないという前提にも思え、疑問に思いました。

(市民活動支援課) 現在、警備会社に委託して、東西出張所は毎日、他のセンターは週1回、集金をして銀行に入金するシステムになっています。大金が夜置かれているという状況ではなく、つり銭程度のお金が金庫にあり、毎日施錠、所長が管理している状況です。

また、機械センサーによる警備委託も行っており、10分程度で警備会社が駆けつけると聞いています。よって、夜間は対処できるとみて、今回のカメラの作動については開館時間のみとしました。

(委 員) 保存期間について、7日間でいいのか、その辺の考え方はどうですか。

(市民活動支援課) 保存期間については、他市の同じような施設の期間を調査しまして、多くの施設が大体1週間であるという結果をもとに判断をして、小中学校、市庁舎に

ならって1週間といたしました。

(会 長) 大体どこの自治体でも、またコンビニなどでも、1週間程度が多いはずですよ。というのも、防犯カメラの主たる目的が、犯罪を未然に防ぐためなので、現実には犯罪が起きないことが殆んどですし、不幸にして犯罪が起きるとしても、銀行強盗やレジからお金を盗るといった、基本的に現行犯性の強い犯罪を想定しているので、カメラで撮影しているその瞬間にもう既に犯罪性が明白であり、10日なり2週間なり時期が経った後にその犯罪性が露顕してくるという場面は余り想定していない、ということだろうと思います。1週間という保存期間は、非常にオーソドックスな規定ではないかと思えます。

(委 員) 先ほどの作動時間の話に戻りますが、午後9時の閉館後は回さないということですが、逆に閉館後は一般市民は来館しないのだから、個人情報の収集制限とは関係がなくなります。このマイナス面がなくなり、何か侵入者等が出た時にはそれがプラスになるのだとすれば、24時間ずっと付けておくという考え方は成り立ちませんか。

(市民活動支援課) その議論は何度もいたしました。ただ、機械センサー警備で防げるであろうということと、お金自体はレジには1円もなく、全て金庫にしまっていること、また、定点撮影のレジスター部分を通らなければそもそも映りません。今回は開館時間に付けさせていただいて、その後やはり夜間も回したほうが良いということになったら再検討することにいたしました。

(委 員) しかし、夜間、レジにはお金はなく金庫に保管しているからといわれるが、一般市民にはわからないです。普段レジでお金を出し入れしているから夜間もそこにあるという感覚が強いかもしれない。もう一つは機械センサー警備の問題ですが、侵入の事実を確認してから、10分で到着できるとは限らないし、犯罪を防ぐことは基本的には無理であると考えるならば、侵入した段階でカメラが作動していれば、多少はプラスになる場合もあるし、なんでその時間帯に動かしてなかったのか、という議論にもなると思いました。

(会 長) さて皆様のご意見を伺う限りでは、文化センターに防犯カメラを設置すること自体に対して、明瞭に反対の意見をおっしゃられた方は一人もいなかったように認識していますが、よろしいでしょうか。

(委 員) はい。

(委 員) 実施に先立って、市報で広報し、また文化センターに告知を出すことが大切だと思います。

(市民活動支援課) 各文化センターで、いつから防犯カメラを設置しますという張り紙を作り、来館する方にご理解いただくというかたちで周知は可能ですが、広報掲載は考えていません。

(委 員) 市民に十分周知をするという意味では、来館者が張り紙を見ればよいという考え方では不十分で、市報

にも掲載すべきであると思います。

(会 長) では、意見の答申の中で、周知方法に関して、できる限り徹底する形にする、というコメントを入れておくということはいかがですか。基本的には、告知していないと純然たる意味の犯罪予防の効果はないわけで、つまりそこにカメラがあることがわかっていなければ、犯罪はそのまま遂行されてしまう可能性が高くなるわけです。ですから、周知方法に関してはできる限り徹底するかたちでお願いしたい、ということ答申する意見書の中に入れて作成をいたします。

さて、前提として、まず文化センターに対する防犯カメラ設置自体は、異論がないということになりました。次に、具体的に要綱案に記載されている制度設計、これに関して異議がある方はいらっしゃいますか。ポイントとしては、設置場所、管理責任者、作動時間、保存期間が主たる個別論点になります。

まず設置場所ですが、レジスターがある窓口部分に1箇所設置するという部分について、特に問題はないということよろしいでしょうか。

(委 員) そうですね。

(会 長) では次に管理責任者ですが、市の課長クラスが一元的に管理するのではなく、各センターの所長がなるというかたちです。文化センターという規模ですと、本庁の課長クラスよりも、現場で統括されている所長のほうがいろんな意味でコミットメントしやすいとは思いますが、この点も特に異議等ございません

でしょうか。

(委員) はい。

(会長) それでは次の作動時間にまいります。要綱案は作動時間は開館時間としており、一方先ほど24時間という可能性はないのかという意見も出されましたが。

(委員) 24時間動かすことについて、デメリットがあるなら控えたほうが良いとは思いますが、これとって何の問題もないのであれば、事故を防ぐ可能性があるメリットをとっていいのではないかと考えたわけです。

(会長) では今回は、意見の中にはその部分は設けなくておくということでしょうか。と申しますのも、私の個人的な予想ですが、将来的には、市庁舎も文化センターも、24時間化の議論が、ある時点で出てくると思います。

(委員) 会長、それでしたら結構です。

(会長) ではこの部分はお任せいただきまして、最後に保存期間ですが、これは要綱案の7日間よろしいでしょうか。

(委員) はい。

(会長) それでは、基本的に、この要綱案を踏まえた市長からの諮問に関しては、これを是とするという基調の

意見書を、後日私のほうで起案させていただくということになります。その中には先ほどご指摘のありました周知方法について、犯罪予防の目的を達成するため、できる限り効果的な方法を用いて、周知を徹底されたい、という付記をさせていただく、ということにしたいと思います。

さて、審議が終わりまして次に、会議次第（２）「個人情報を取扱う事務の変更について」、これは報告事項になります。事務局から説明をお願いします。

（事務局） 説明いたします。関係資料は、卓上にご用意した資料番号２番になります。

こちらは、平成２２年１２月４日付で提出されました、個人情報取扱事務変更届出書です。個人情報を取り扱う事務については、条例第９条第３項の規定により、関係課は市長へ届け出ることになっていますが、同条第４項により、その後速やかに本審議会に報告することになっています。

今回は「国民年金の適用ならびに給付受付に関する事務」についての、個人情報外部提供先変更の届出です。社会保険庁廃止に伴い、所管していた国民年金の運営業務が、平成２２年１月１日付で、日本年金機構に移行されたことによって、国民年金に関する事務で市が取り扱う個人情報の外部提供先が、日本年金機構に変更となった旨のご報告でございます。

（会長） 事後的な報告ですので、皆様から特にご質問等ないようでしたら、以上で終わらせていただきます。

さて、次第には「その他」とありますが、何かございますか。

(委員) 公共施設への防犯カメラ設置というテーマで、今までに3回審議をしたことになりましたが、まだ数多くの公共施設があり、また諮問を受けることも考えられます。もちろん施設ごとに状況が違う部分もあり、個人の権利に関わることでもあるので、大事なことは一つ一つ取り上げてその都度審議が必要ですが、一方では3回の審議を経て、論点ごとに考え方の方向性がある程度煮詰まってきた部分もあるように思います。公共施設の防犯カメラの設置についての一括的な方針を整理して、一定の範囲内であればそれに従って決めてよいとするなら、時間の節約にもなると思います、提案させていただきます。

(会長) この防犯カメラの問題は、最初は警察が危ないところに防犯カメラを設置するところから始まり、金融機関、コンビニと広まってきて、今は非常に急テンポで市などの公共施設で取り上げられています。

ただ、それを公的な機関が行う場合には、整備をしなければいけないことも多く、条例との関係でこういった審議会がさまざまな議論をしているようです。統一的な基準づくりの方法としては、ひとつひとつ審議会に諮っていくという丁寧なやり方が必要な場合もあります。

ただ、審議会委員として通覧するとき、市側が出してくる個々の制度が、必ずしも整合性を持っていないように、私には思えます。一度、市当局側にしっかり整理していただく意味でも、統一的な基準については、是非とも市側にご検討いただきたい。その際に、十分に認識していただきたいことは、まず、

市民側のニーズとしては、基本的に、犯罪も怖い、気持ち悪い人がいるのも怖いという感覚なので、防犯カメラの設置に関しては非常に積極的だということ。一方で、市民の方の中にも、肖像権を侵害されることについて非常にセンシティブな人もいるし、またいざ現実に犯罪が起きて、映像のビデオテープが犯罪捜査の証拠物とされ、警察から任意提出を求められた時にどうするか、という部分にも発展する可能性のある、非常に複雑な構造を持つ問題であるということです。このことを踏まえたうえで、市民の主流のニーズにに応じていくことが必要ですが、行きすぎることはないように、やはり憲法や刑事訴訟法の知識のある専門家の意見も訊いていただきながら、市の担当者、特に法規担当で基準づくりを進めていただきたいと思います。

さて、ほかにご意見がないようでしたら、以上で終わりたいと思います。本日はお忙しいなか、ありがとうございました。

(広報課長) ありがとうございました。

先ほど、防犯カメラについてのガイドライン検討というお話をいただきましたので、持ち帰りまして、関係課、関係機関等と調整のうえ、改めて提案させていただきます。その時は、またご審議のほどよろしく願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。